

高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例をここに公布する。

○高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例

(令和3年7月16日条例第38号)

高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、本県でも令和2年2月に初めて患者が確認されて以来、感染拡大と収束を繰り返しながら、県民生活、経済、そして文化に多大な影響を与えている。

この新型コロナウイルス感染症は、県民の健康と命を奪っている。そして、その影響は多くの産業を苦境に追い込み、経済的に困窮する人や誹謗中傷^{ひぼう}、差別に苦しむ人を生み出すなど、県民の絆^{きずな}をも脅かすに至っている。

だからこそ今、県、県民等及び事業者それぞれの責務や役割を明らかにし、一致団結してこの災禍を乗り越えてゆくことが必要である。

このような考え方のもと、新型コロナウイルス感染症から、県民の命と暮らし、文化を守り、感染症に打ち克つ高知県の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症のまん延が県民生活及び地域経済に重大な影響を及ぼすことに鑑み、県の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、市町村その他関係機関との連携のもとに新型コロナウイルス感染症対策を実施することにより、新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びまん延を防止し、もって県民等の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。第5号において「法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 県民等 県民、県内に居住する者、通勤する者、通学する者及び商用、観光等で一時滞在する者並びに県内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 法人及び事業を行う個人をいう。
- (4) 施設等 不特定又は多数の者が利用する県内の施設及び本県を発着地又は乗客の乗降を伴う一時停留地とする交通機関等をいう。
- (5) クラスター 施設等又は不特定若しくは多数の者が参加する県内の催物において新型コロナウイルス感染症の患者（法第8条第2項及び第3項の規定に該当する新型コロナウイルス感染症の疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。以下同じ。）が複数生じた場合における患者の集団であって、その人数が5人以上であるものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、国、他の都道府県、市町村、県民等、事業者、関係機関との連携協力の

もと、県内における新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の状況並びに県民生活及び地域経済への影響の把握に努めるとともに、その状況の変化に応じた新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施するものとする。

- 2 県は、新型コロナウイルス感染症による影響が最小となるよう、県民等及び事業者に対し、必要な支援を行うものとする。
- 3 県は、第6条に規定する新型コロナウイルス感染症対策に関する施策を着実に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 県は、市町村と連携協力し、教育活動及び啓発活動を通じた新型コロナウイルス感染症に関する知識の普及、予防接種の円滑な実施に向けての支援、生活支援の実施その他の新型コロナウイルス感染症対策を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第4条 県民等は、新型コロナウイルス感染症に関する国等の知見を踏まえて予防及びまん延の防止に努めるとともに、県が実施する新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めるものとする。

- 2 県民等は、検査により自身が新型コロナウイルス感染症の患者であることが判明した場合又は調査により自身が濃厚接触者であることが判明した場合は、保健所の設置主体である県又は高知市の求めに応じて、感染拡大の防止に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業の実施及びその事業の用に供する施設等に関し、新型コロナウイルス感染症に関する国等の知見を踏まえて予防及びまん延の防止のための適切な措置を講ずるとともに、県が実施する新型コロナウイルス感染症対策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業の用に供する施設等においてクラスターが発生した場合は、クラスターの再発を防止するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県の施策)

第6条 県は、新型コロナウイルス感染症対策として、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 情報収集及び調査並びに県民等及び事業者への情報提供
- (2) 県民等及び事業者からの相談に対応する体制の整備及び充実
- (3) 保健医療提供体制の整備及び充実
- (4) 検査及び調査の実施体制の整備及び充実
- (5) 新型コロナウイルス感染症がまん延した場合に特に援護を要する障害者、妊産婦等及びこれに罹患した場合に重症化の危険性が高い高齢者、基礎疾患を有する者等への支援体制の整備及び充実
- (6) 入院を要しない軽症者及び無症状者の療養体制の整備及び充実
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮した県民への支援
- (8) 新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した事業者への支援
- (9) 前各号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症対策として必要な施策

(患者情報の共有)

第7条 県は、県内での医療の提供を必要とする全ての新型コロナウイルス感染症の患

者が、医療機関等に遅滞なく入院又は入所ができるよう、必要な情報を関係機関と速やかに共有するものとする。

- 2 前項の情報の共有に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
(不当な取扱い等の禁止)

第8条 何人も、新型コロナウイルス感染症にり患していること若しくはり患しているおそれがあること又は新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けていないこと等を理由として、差別的取扱い、^{ひぼう}誹謗中傷、いじめ、名誉又は信用の毀損、人権の侵害その他権利及び利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 県は、国及び市町村と適切な役割分担のもとに連携し、前項に規定する行為を防止するため、教育及び啓発を行い、当該行為の被害を受けている者に対する相談体制を整備するとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。
(情報の公表)

第9条 県は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、県民等が検査を受ける等の行動をとることができるよう、新型コロナウイルス感染症の患者が利用し、又は参加した施設等又は催物の名称、その時期、その他必要最小限の情報を公表することができる。

- 2 前項の規定に基づく公表に当たっては、個人情報保護に留意するとともに、当該施設等の管理者又は不特定若しくは多数の者が参加する県内での催物を開催する者が実施する事業を不当に害することがないように配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。